Vol. 17

朝ごはんでもおなじみ！

川崎市議会議員

“青のり”こと、青木のりおの

青のりレポート！

http://aokinorio.com

高層集合住宅の備蓄倉庫整備に提案！

みなさんはご存知ですか？　現在川崎市の中学校地区ごとに備蓄品があります。しかし、その備蓄品の数の中に、高層集合住宅に住まわれている方々の分は入っていません。

え？と思われる方もいるかもしれませんが、基本的に住居が崩壊した方々に対しての物品になっているので、崩壊はしないとされる高層集合住宅の方々の分は数に入っていないのです。ただ、いざと言う時、あなたは高層集合住宅に住んでいるから、備蓄品はありませんとはならないので、今後、高層集合住宅は高層集合住宅での備える整備を進めて行かなければならないのが現状です。ただ、現実的に、マンション業者もコストがかかる問題なので、ルールになっていなければ、なかなか整備をしないのも現実です。そこで、現在は、この**備蓄倉庫の整備を進める条例化の提案**をしております。また、マンション業者にも、ただやりなさいというだけでは、なかなか整備が進みませんので、整備をしたマンションに関しては、既存、新規問わず、**川崎市のホームページで公表し、行政が緊急体制取っているマンションにお墨付きを与える制度**を進めております。さらに、**備蓄倉庫を作ったら、その部分は、容積率には含まないこと**も同時に進めております。手続きが様々に入り組んでおりますが、なんとかスピーディーにルール作りを進めて参ります。先日新聞にも、政治家や行政の「スピード感を持って」という言葉に信憑性がないと言う記事がありました。ある調べでは、85％の国民が政治を信用していないと報道されておりました。市民の方々の感覚は十分に理解できる所でありますので、備蓄倉庫のルール化一つとっても早急に進められるように、関係者と協議を進めて参ります。

保育所の入所選考基準の公表について

保育所に入るには、川崎市で決められている選考基準に沿って審査が行われます。今回問題にしたのは、その選考基準の結果公表についてです。

要するに、川崎市は選考基準が細かく規定されているにも関わらず、結果公表は、「入れる」か「入れない」かの通知だけで、応募した家庭の方々には、さて「自分が一体何点で入れなかったのか」は解りません。行政と話を詰めますと、電話をかけてくれればお教えしていますと答弁がありましたが、現実に不承諾で、保育園に入れなかった方からは、多数連絡があるようで、私の所にも、結果の公表についてご意見がありました。結果として、入れなかった方が、要らぬ詮索をして、入っている方々の事を、陰で悪く言うという事例も出ているそうです。

待機児童で多くの方が、保育所の入園を待っているケースを考えますと、今後も、選考の結果報告のあり方については、改善が必要なのではないでしょうか？

何事にも、基準を決めれば、その内に入る人も入れれば、その外になる人もいます。どうしてもその線引きをしなければならないのが現実ですし、それが政治や行政の仕事ですから、信用が大切になる訳です。こうした現実を受け止めて、基準の外に出てしまった方々の痛みを考えて制度の構築をして行けるように、議論をして参りたいと思います。

川崎市のルール（条例）を社会情勢やニーズに合わせて変化!!

「条例」。この言葉を聞いた事がない人はほとんどいないと思います。少し説明をつけ加えると、「条例」とは、日本国憲法により地方自治体に権能として制定を認められるもので、法令に反しない限りにおいて定める事が出来きます。最近では、「地方分権」「地域主権」という言葉が盛んに使われておりますが、特色あるまちづくりを進めて行く上では、とても重要です。少し、川崎市議会のアピールになりますが、議会も昨年の3月、しかも11日の東日本大震災が起きた日の午前中に、「避難所の機能整備及び円滑な運営管理に関する条例」という名前は長いのですが、要するに、いざという時のために、避難所の整備を推進しようという条例を議会から提出させて頂きました。これは、市民の皆さんから頂いた意見を代表する議会として、市民意見が議会から条例になったものです。中には、「こんな事まで、わざわざ言葉にして条例にしなければならないの？」とおっしゃる方もいるかもしれませんが、この条例が出来ることにより、例えば、学校の備蓄倉庫を作る事が推進されたり、復旧が早いとされるLPガスの整備が推進されたりと、とても重要なルールになるわけです。

一方、条例には、社会の変化とともに、必要に応じて、見直し、廃止して行く事も大事ではないでしょうか？　私が、調べた所、川崎市には、条例が、318本あります。その中で、制定してから一度も改正せず10年以上経過している条例が、25本。また、最後の改正から10年を経過している条例が、44本あります。今回の議会質問では、私は、毎年とは言わないですが、5年なら5年、10年なら10年の一定の期間を置いて、点検、見直しを行う機会を作る事を提案しました。これは、4月の統一地方選挙でも皆さんにお約束したことでした。結果として、総務局長も今後検討していくと答弁をされました。

大阪に橋下市長が生まれ、益々地方と国の関係が話題になる時代です。地方のルールである条例を、今後より、**他都市の状況と比較するのではなく、川崎市の独自のルール作り**をして行くためには、市議会がもっと条例に対して、真剣に厳しい目を持って接して行かなければならないですし、さらに議員からの条例提案も**「数」ではなく、「質」**を大切にして作って行く必要もあると思います。今後、大都市でのコミュニティ作りはとても大きな課題だと考えているいので、**「町内会、自治会の加入促進条例」（案）**は、なんとか条例として形にして行きたいと考えます。

川崎市議会議員
青木のりお事務所
〒213-0022 神奈川県川崎市高津区千年637-4
グランドゥール千年201
〒213-0027 神奈川県川崎市高津区野川3895
TEL 044-788-8899
FAX 044-788-6440
E-mail info@aokinorio.com
HP http://aokinorio.com